

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成24年5月7日（月曜日）午後4時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農地の買受適格者証明について
- (7) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（34名）

1番 内藤 雅夫 君	2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君
4番 栗倉 秀夫 君	5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君
7番 加藤 徹 君	8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君
10番 天野 邦男 君	11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君
13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君
16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君	18番 中村 睦明 君
19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君	21番 土屋 尊史 君
22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君	24番 相宮 千秋 君
25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君	28番 長屋 芳成 君
29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君
32番 道家 守 君	33番 川村 信子 君	35番 岩田 幸子 君
36番 太田 博勝 君		

○欠席委員（2名）

27番 林 修美 君 34番 長尾 初恵 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君
農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	渡辺 悟 君
農業委員会事務局係長	津谷 和子 君
農業委員会事務局主査	古田 考幸 君
農務課課長補佐	波多野 一人 君
板取事務所産業建設係主任主査	長屋 一也 君
武芸川事務所産業建設係主任主査	永井 治美 君
武儀事務所産業建設係課長補佐	川島 友教 君
上之保事務所産業建設係課長補佐	土屋 一夫 君
洞戸事務所産業建設係主任主査	河村 茂 君

午後4時00分 開会

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） それでは、皆様こんにちは。これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、最初に関市民憲章のご唱和をお願いしますのでご起立ください。

（市民憲章を唱和）

どうもありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からごあいさつをお願いします。

○議長（深川俊朗君） 長かった寒かった冬も終わり、桜の満開も終わりました。その中でちょうど今野山の青葉が茂りつつある農繁期の真ただ中のお忙しい中にも関わらず、本日の総会にご出席いただきましたことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。会が始まる前に部長よりごあいさつをいただきまして始めたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） 改めまして、皆様こんにちは。大変お忙しい時に農業委員会総会にお集まりいただきまして心から感謝を申し上げたいと思います。皆様御承知の通り、農業委員を27年、会長を15年、という長きにわたる功績が認められ、深川会長が24年春の叙勲候補者として旭日単光章を受章されることとなりました。6月5日には農林水産省におきまして、伝達式が行われると伺っております。私たちにとりましても大変喜ばしいことで、心からお祝いを申し上げさせていただきたいと思います。本当におめでとうございませう。これからはまだまだご活躍いただけたらと思っておりますし、皆様方にもいろいろなことで支えていただきたいと思います。

今日は議案の審議をお願いいたしまして、私どもの方から簡単ではございますけれどもごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

○議長（深川俊朗君） 僭越ではございますが、今、部長からお話がありましたが、私が受章になったということは取りも直さず過去の農業委員の皆様方の温かいご支援があった賜物と深く感謝しております。ありがとうございました。それでは議案に従いまして総会を進めてまいりたいと思います。今日は追加議案が一件ございますが、後ほど事務局の方から説明していただきますのでよろしくお申し上げます。

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、27番 林 修美委員、34番 長尾初恵委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

23番 丹羽喜和委員、24番 相宮千秋委員のお二人をお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求めます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

所有権移転で、申請地は、西田原地内、「(有)ふる里農園 美の関」の北100mほどに位置する畑、2,469㎡です。

申請人は親子で、譲渡人は息子夫婦に申請地を譲り、農業耕作を継続発展させ、農業経営基盤の安定拡充を図りたいというものです。

4月17日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

2番の案件は、位置図は2ページになります。

所有権移転で、申請地は、武儀町富之保地内、(有)加藤ゴムの南250mほどに位置する農振農

用地の田2筆、計408㎡です。

譲渡人は高齢となり、農地管理が十分できないため、譲受人である親族へ農業経営を移譲したいというものです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性有り確認しました。

3番の案件は、位置図は3ページになります。

所有権移転で、申請地は、武芸川町小知野地内、小知野公民館の北東250mほどに位置する農振農用地の畑188㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大をしたいというものです。譲渡人は、遠距離のため管理ができないので、譲り渡したいというものです。

4月17日に現地確認をし、畑で農地性有り確認しました。

4番の案件は、位置図は4ページになります。

所有権移転で、申請地は、武芸川町跡部地内、(株)ワールドボディー武芸川工場の北西50mほどに位置する市道沿いの農振農用地の畑と、跡部公民館の西北西250mほどに位置する農振農用地の田、計2筆、392㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大をしたいというものです。譲渡人は、人手不足により耕作困難で、譲り渡すというものです。

4月17日に現地確認をし、農地性有り確認しました。

以上、所有権移転に関するもの4件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○4番（栗倉秀夫君） 1番について異議ありません。

○22番（土屋顯弘君） 2番について異議ありません。

○24番（相宮千秋君） 3番について異議ありません。

○25番（永井博光君） 4番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の4件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、農地法第4条の規定により下記農地の申請があったので意見を求めます。

1番の案件は、位置図は5ページになります。申請地は、下有知地内、(株)トヨタモの北50mほどに位置する田78㎡です。

申請地は、隣接地の宅地造成により田として耕作することが困難であるため、一時転用による農地の嵩上げを行い畑地として耕作したいというものです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性あり確認しました。

一時転用の期間は、許可日から1カ月としています。

以上1件について、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を承ります。

○10番（天野邦男君） 1番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、農地法第5条により下記農地の申請があったので意見を求めます。

1番の案件は、位置図は6ページになります。

所有権移転で、申請地は、豊岡町1丁目地内、桜ヶ丘公民センターの北西150mほどに位置する、市道沿いの田、343㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け宅地として分譲したいというもの。譲渡人は、近隣の住宅化により、農薬散布に支障をきたし、農地として維持することが困難なため、譲受人の申し出に応じたものです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

2番の案件は、位置図は7ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、鋳物師屋3丁目地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの北西100mほどに位置する市道沿いの畑、575㎡のうちの232.44㎡です。

地積測量図の添付が有ります。

借受人は、現在、借家住まいで住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である祖父は、孫の申し出に応じ、自宅に隣接する申請地の一部を貸し付けるものです。

4月17日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

使用貸借の期間は、20年間としています。

3番の案件は、位置図は8ページになります。

所有権移転で、申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの北50mほどに位置する、市道沿いの田、57㎡です。

譲受人は、申請地に接続する北側に居住しており、建物が敷地一杯に建っているため、申請地を物置・通路敷地としたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

4番の案件は、位置図は9ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、志津野地内、小坂集会所の北西50mほどに位置する、市道沿いの田、398㎡です。

申請人は、親子で、使用借人は、申請地の近くで父と同居しているが、手狭になっているため、申請地を無償で借り受け、住宅と駐車場を建築したいというもの。貸付人である父は、子の申し出に応じ、申請地を貸し付けるものです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

使用貸借の期間は、30年間としています。

5番の案件は、位置図は10ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、小野地内、中部電力(株)北部変電所の北東100mほどに位置する、市道沿いの田10筆、計13,172㎡です。

賃借人は、申請地を借り受けて公共工事で出た残土を搬入して農地の嵩上げをしたいというもの。賃借人は、計6名で賃貸人の要望に応じたものです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

一時転用の期間は、2年間としています。

6番の案件 位置図は(別紙の)6ページになります。

所有権移転で、申請地は、明生町1丁目地内、桜ヶ丘郵便局の西200mほどに位置する、市道沿いの畑、410㎡のうち205㎡です。

地積測量図の添付が有ります。

譲渡人は、永年耕作を続けてきたが、近隣の住宅化で農薬散布に支障をきたしているもの。譲渡人は、譲受人の一般個人住宅敷地として利用したいとの申し出に応じたものです。

4月17日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

7番の案件は、位置図は11ページになります。

所有権移転で、申請地は、下有知地内、トヨタカローラ岐阜(株)関支店の西100mほどに位置する、市道沿いの田、1,945㎡のうち1,503.89㎡です。

地積測量図の添付が有ります。

譲受人は、申請地付近の宅地化が進み、住宅の需要が多く見込めるため、建売分譲用住宅敷地として、申請地を譲り受け、その用に供したいというもの。譲渡人は、事業資金が必要であり、譲受人の申し出に応じたものです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

8番の案件は、位置図は12ページになります。

所有権移転で、申請地は、下有知地内、JAめぐみの本店の西200mほどに位置する、県道

沿いの田、計2筆、360㎡です。

申請者は、貸駐車場の目的で農地法第5条第1項目的の買受適格証明を受け、競売開始決定により入札に付された本申請地を落札したものです。

9番の案件は、位置図は13ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、東本郷通4丁目地内、東本郷公園の西100mほどに位置する、市道沿いの田、計2筆、798㎡のうち361.34㎡です。

地積測量図の添付があります。

借受人は、現在、アパートに居住しているが、家族が増え住居が手狭になったため、申請地を借り受けて自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人は、高齢となり耕作が困難なため、使用借人の要望に応じ、申請地を貸すものです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

使用貸借の期間は、30年間としています。

10番の案件は、位置図は14ページになります。

所有権移転で、申請地は、小瀬地内、三洋堂書店の南西150mほどに位置する、市道沿いの畑で、212㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を畑として耕作してきたが、農地として維持することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

11番の案件は、位置図は15ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、上之保地内、岐阜バス川合車庫の北100mほどに位置する畑、計2筆、471㎡です。

申請人は親子で、借受人である息子は、同居しているが、結婚を控え、隣接の申請地を借り受けて、住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、息子の申し出に応じ、申請地を貸し付けるものです。

4月17日に現地確認をし、畑の一部が宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

使用貸借の期間は、20年間としています。

12番の案件は、位置図は17ページになります。

所有権移転で、申請地は富之保地内、(有)加藤ゴムの南200mほどに位置する畑、148㎡です。

譲渡人が高齢になり、子供がいないため、農地の管理ができないので申請地を売却するもの。譲受人は、申し出に応じ、申請地を買い受け杉を植林するものです。

4月17日に現地確認をし、山林の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種農地以外のいずれにも該当しないため、第2種農地と判断されます。

13番の案件は、位置図は16ページになります。

所有権移転で、申請地は洞戸菅谷地内、下菅谷バス停の北西100mほどに位置する市道沿いの畑、204㎡です。

譲受人は、現在、借家住まいで住居が手狭になったため、申請地を譲り受けて自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、娘夫婦である譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

以上、所有権移転に関するもの8件、使用貸借権の設定に関するもの5件、計13件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（内藤雅夫君） 1、2番について異議ありません。

○2番（大竹 誠君） 3番について異議ありません。

○6番（深川俊朗君） 4番、5番について異議ありません。

○7番（加藤 徹君） 6番について異議ありません。

○8番（大澤慶一君） 7番、8番について異議ありません。

○11番（兼村正美君） 9番について異議ありません。

○16番（山本 武君） 10番について異議ありません。

○21番（土屋尊史君） 11番について異議ありません。

○22番（土屋顯弘君） 12番について異議ありません。

○26番（野村 茂君） 13番については、担当委員の27番の林修美君が欠席ですが、異議ない旨報告がありました。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号は所有権移転に関するもの8件、使用貸借権の設定に関するもの5件、計13件を岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第4号、事業計画変更申請に対する意見につきまして、事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、農地転用許可後の事業計画申請があったので意見を求めます。

1番の案件は、位置図は、18ページになります。

所有権移転で、申請地は、下有知地内、(有)長良観光バス観光センターの北50mほどに位置する、田、715㎡です。

当初事業計画者は、平成22年12月に転用許可により、貸店舗を建設する計画で土地を購入しました。しかし貸店舗の入居希望者が現れず、建設を断念していたが、介護施設をつくる計画で土地を探していた継承者に譲り渡すこととしたものです。

4月17日に現地確認をし、事業の途中であり雑種地の状況でありました。

2番の案件は、位置図は19ページになります。

所有権移転で、申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川幼稚園の南西20mほどに位置する、登記地目、畑、現況宅地、343㎡です。

当初事業計画者は、平成16年5月に転用許可により、通路・駐車場・庭とする計画でしたが、経済的事情で遂行できず、計画変更申請者の買い戻しの要望を承諾しました。計画変更申請者は、住宅を購入したが、通路・駐車場・庭が少なく、隣接の申請地を譲り受けることとしたものです。

4月17日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので担当委員の意見をお聞きします。

○10番（天野邦男君） 1番について異議ありません。

○24番（相宮千秋君） 2番について異議ありません。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号 事業計画変更に対する意見につきましては、それぞれ2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見につきましては、事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見について、民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので意見を求めます。

1番の案件は、位置図は、20ページになります。

申請地は、下有知地内、三菱自動車販売関店の70mほど北に位置する、市道の拡幅用地沿いの田、520㎡です。

申請人は、不動産業を営んでおり、申請地を貸駐車場として利用したいという理由から、競売地を取得したいというものです。

競売の入札期間は、平成24年5月8日から5月15日までです。

4月17日に現地確認をし、雑種地の状況でした。

なお、農地の区分は、申請地から300m以内に鉄道の駅(関市役所前)があるため、第3種農地と判断されます。

2番の案件は、位置図は、21ページになります。

申請地は、下有知地内、三菱自動車販売関店の70mほど北に位置する、市道の拡幅用地沿いの田、520㎡です。

申請人は、土木建築業を営んでおり、申請地に支店を開設して利用したいという理由から、競売地を取得したいというものです。

競売の入札期間は、平成24年5月8日から5月15日までです。

4月17日に現地確認をし、雑種地の状況でした。

なお、農地の区分は、申請地から300m以内に鉄道の駅(関市役所前)があるため、第3種農地

と判断されます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですのでこれより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の承認につきまして、事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について、関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの36件、使用貸借権の設定に関するもの1件の、計37件について、承認を求められています。32件が再設定で、7件が新規で農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が84筆で、計100,446㎡です。

地区は、小屋名、上白金、小瀬、倉知、下有知、武芸川町（跡部）の6地区です。

設定を受ける者は、(有)むげがわ農産 他3人です。よろしくご審議お願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第6号を原案のとおり承認することといたします。

最後になりますが、報告第1号ということで事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことを報告します。

1番の案件（借人 栗倉誠治）は、農振農用地外の畑 1筆、2,469㎡です。

合意解約日は、平成23年12月15日、土地引渡日は、平成23年12月15日です。

2番から3番の案件（借人 三輪 進）は、農振農用地内の田、2筆、2,895㎡です。

合意解約日は、平成24年4月2日、土地引渡日は、平成24年4月2日です。

以上、合意解約につきまして、報告いたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、報告第1号については報告案件ですのでよろしくをお願いいたします。

追加議案が1件あります。農業経営基盤強化促進法に基づく特定農用地利用規定の変更の認定に対する意見につきまして、事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） それでは、農務課波多野課長補佐の方から説明いたしますのでよろしくをお願いします。

○農務課課長補佐（波多野一人君） それでは、追加議案の説明をさせていただきます。今回の追加議案に上程されました背景について、少し説明させていただきます。

現在、関市の武芸川町平地区では、地域の農業振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的に「平地区特定農用地利用規定」という規定が定められています。この規定は、平地区の農家の3分の2以上の農家が構成員となりました「平地区農用地利用組合」が設定されたもので、定められている内容は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項、農用地利用改善事業の実施区域、あるいは、特定農業法人に対する農用地の利用の集積目標、その他農用地利用関係の改善に関する事項などが定められております。

具体的にみてみますと、第11条に農用地の利用関係の改善と題しまして、農業経営の意向からみて、耕作放棄、荒しづくり等の農用地の増加、及び第三者経営移譲を希望する者が増加することを踏まえて、次に定める特定農業法人が地区内の農用地について有効利用を図るため、第13条に定める目標に向けて農用地の利用集積を行うものとする規定されております。

第12条では、特定農業法人を有限会社むげがわ農産として定められています。第13条では平地区の農用地の内、むげがわ農産が利用集積する目標面積ということで定められています。この規定の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年間であります。

今回、前回認定を受けてから5年が経過したということと、13条の農地集積の目標面積を現行の面積に照らし合わせて変更したいということで、平成24年4月6日付けで平地区農用地利用組合から関市長に対して変更の申請が提出されましたので、今回、農業委員会の皆様のご意見を頂いて変更承認をしていきたいと思っております。

それではまず、新旧対照表をご覧ください。これは今回変更する、第13条の抜粋でございます。右側が現行の集積目標、左側が改正後の目標となっております。現在、平地区には、16.2haの水田がございまして、むげがわ農産がその内利用権設定で8.7ha、また、作業受託で1.0haの合計9.7haをやっています。したがって、現行のところの(2)の現況集積面積7.3haを今後9.7haに変更いたします。また、平地区の中に自家で耕作したいという農家の方がございまして、その方の水田の面積を足しますと1.5haになります。それで、16.2haから1.5haを除いた14.7haを最終的な集積目標と変更しました。改正後の(1)の総集積目標面積になります。14.7haから現況集積面積の9.7haを引き算しますと(3)の集積目標面積が5.0haという数字がでます。それを今後の集積目標としまして、その内4.0haを利用権設定、1.0haを作業受託の面積としました。そして、現況集積面積と目標面積を合計しますと、12.7haを利用権設定、2.0haを作業受託するということになり、合計14.7haを総集積目標面積とする計画に変更したいということでございます。今回はこの農業経営基盤強化促進法の施行規則により、農業委員会の意見を求めて変更の事務をしていくということでございますので審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） ありがとうございます。事務局からの説明がありましたが、いずれにしても、むげがわ農産の関係でこの平地区がそれぞれ農用地の利用集積をして作業効率を上げていくというものでございますが、この関係につきまして皆様のご意見がありましたら承りたいと思っております。

○7番（加藤 徹君） 平地区は何戸くらい農家があつて何を作ってみえるのですか。

○議長（深川俊朗君） 説明をお願いします。

○農務課課長補佐（波多野一人君） 平地区は28戸の農家があります。先程申し上げましたが16.2haの水田、畑は別でして水田だけです。むげがわ農産は土地利用型農業といいまして、たくさん農地を借りて水田の他に転作作物として麦を作ったり大豆を作ったりされている法人でございます。最近は新たに里芋も少し作っております。田を作るときは水稻を作り、休むときは小麦や大豆を作るという法人でございます。

○7番（加藤 徹君） 専門の農家の方は何人くらいみえますか。

○農務課課長補佐（波多野一人君） この平地区にはそういう方がいらっしゃいません。そこで平地区の中でむげがわ農産を特定農業法人と定めまして、そちらで使ってもらうことによって農地を有効に生かしていくという計画のものでございます。

○7番（加藤 徹君） 地図が分からないのでどの辺りかよく分からないのですが。

○農務課課長補佐（波多野一人君） 平地区というと、武芸川事務所の川向うの農協のライスセンターの辺りです。

○7番（加藤 徹君） むげがわ農産はここだけではないですね。

○農務課課長補佐（波多野一人君） むげがわ農産は平地区だけではなくて、跡部の方など、武芸川町のほとんどの地域で利用権設定をしながら拡大をしております。

○議長（深川俊朗君） その他ご意見はございますか。平地区特定農用地利用規定の変更につきましては以上になりますのでよろしく申し上げます。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 次回の総会は、6月7日木曜日の午前10時から市役所6階大会議室で行う予定ですのでよろしく申し上げます。それから、地域別農業委員研修会が、7月4日水曜日の午後1時半から午後4時までわかさ・プラザの多目的ホールで行われますので、ご出席の方よろしくお願ひしたいと思います。放送大学岐阜学習センターの公開講演会のお知らせの案内もありますので、ご出席いただける方は申し込みの方をよろしくお願ひします。これからの主な行事でございますが、5月17日が転用申請等受付締切日、5月18日が転用申請等の現地確認日、5月28日月曜日が農業会議答申日（5月7日の総会分）でございます。以上がお知らせでございます。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午後4時55分 閉会